

三重県臨床心理士会 役員選挙実施要領

前文【設置の経緯】

平成23年度本会総会(以下、「総会」)時に、役員(理事および監査役)選出に関する選挙のあり方に大幅な変更がなされました。それに伴い、本会の規約ならびに選挙細則にも改定があり、それは次の3点です。

- ①二段階の選挙制：予備選挙(以下、「一次選挙」)と本選挙(以下、「二次選挙」)の構成化
- ②同点得票者の扱いおよび次点者選定の明確化
- ③三役(会長・副会長・事務局長)の理事互選化

そこでこの変更実態に沿うように、選挙にかかる手続きをあらためて示す必要があると考え、下記のように役員選挙実施要領(以下、「実施要領」)を定めるものとなりました。

第一条【実施根拠】

三重県臨床心理士会規約(以下「会規約」という)第六条の定める、役員選挙を適正に実施するために、この実施要領を定める。

第二条【選挙の要請】

役員選挙が必要となったとき、理事会は事務局に選挙の実施を要請する。

第三条【選挙管理委員長および選挙管理委員】

(1)事務局長は、選挙管理委員長(以下、「委員長」)に、選挙管理委員会(以下、「委員会」)を組織するように依頼する。また、委員長は、事務局長が任命するものとするが、当面の間、現任監査役が委員長を兼務する。

(2)委員長は、若干名の選挙管理委員(以下、「委員」)を会員から任命する。また、理事会は、委員長からの要請があった場合、委員の選出には最大限の協力をすべきものとする。

(3)委員長が何らかの事情で、その職務を行えない場合には、選挙管理委員長代行を速やかに置かねばならない。この職務は、一義的には理事外から選出すべきであるが、やむを得ない場合は事務局長、それでも困難な場合は理事の順で選出するものとする。

第四条【委員会の立ち上げ】

(1)委員会は、新たな理事が就任する総会の年度(通常は総会は8月)の2月初旬までに立ち上げるものとする。

(2)事務局長は、選挙実施を会長名で「公示」し、会員に周知するものとする。

なお、公示とは郵送を原則とし、ホームページ掲載等を補助的に行う方法のこととする。

第五条【委員会の業務】

委員会は下記の業務を行う

- ①選挙実施日程等の確定と公示

- ②選挙台帳の作成と公示
- ③選挙の実施と開票結果の確定
- ④選挙結果の公示および通知

第六条【選挙体制】

選挙では、一次選挙と二次選挙を行う。

(1)一次選挙では、理事となるために二次選挙に選ばれた者（以下、「理事候補者」）および総会にて監査役となる者（以下、「監査役内定者」）1名とを選出する。

(2)二次選挙では、本条(1)の理事候補者を被選挙人として投票する。

第七条【選挙・被選挙権】

(1)選挙権は、実施要領第五条②による選挙台帳に記載された正会員が有する。

(2)一次選挙の被選挙権は、会員としての在籍期間が2年以上の者とし、二次選挙の被選挙権は一次選挙によって選出された者とする。

(3)前(2)の規定については、以下の取り扱いとする。

- ①再入会の会員の場合は、再入会後の在籍年数を基本とし、過去の退会前の在籍年数は通算しない。
- ②休会を認められていた会員が復帰する場合は、休会前の在籍年数は通算する。
- ③この①および②によらない取り扱いを行う場合は、理事会にて審議して承認を得るものとする。

第八条【定数】

役員の定数は会規約第六条の定めるところにより、次の通りとする。

理事 11名　　監査役 1名

第九条【一次選挙の公示と投票用紙の送付】

(1)委員会は、2月下旬までに、会員に対して一次選挙の公示を行い、投票用紙を郵送にて送付する。

(2)投票用紙は事務局にある様式を使用するものとし、11名連記の理事候補者用紙ならびに1名記入の監査役内定者用紙とからなる。

第十条【一次選挙の締め切りと開票行為】

(1)一次選挙用の投票用紙は、所定の会員全戸に郵送するものとし、2月下旬までに送付した後、およそ2週間を目安に投票の締め切り日とする。会員が復送した郵便の消印日が、締め切り日である場合は有効とする。

(2)委員会は、締め切り日以降のなるべく早期に一次選挙の結果を取りまとめ、3月中旬をめどに、その結果を委員長名で会員に公示し、併せてホームページにも掲載するものとする。

第十一条【得票の判断】

当選者の確定は得票順位による。ただし次の場合はこの限りでない。

- ①同点得票の場合、臨床心理士登録番号の数値の少ない登録者をもって、これにあてる。
- ②確定にあつて欠員が生じた場合は、次点者をあてる。

第十二条【一次選挙結果の報告および役員選定のための措置】

(1)実施要領第十条による一次選挙結果は、理事候補者と監査役内定者のそれぞれを、得票上位から降べきに、得票者全員とその得票数を一覧するものとする。この一覧は、欠格要件や役員就任の辞退有無に関係なく、投票された全ての者を一覧表示する。この一覧表は速報の意味合いとして用い、正式な二次選挙人名簿は後に公示する。

(2)一次選挙確定後、およそ1ヶ月の間に、委員会は得票上位者から順に、二次選挙名簿作成のための理事候補者と監査役内定者の決定を行うよう、欠格要件および辞退の有無を確認するものとする。しかる後に欠格要件者・辞退者を除いて、理事候補者は上位21名、監査役内定者は1名とし、これをもって二次選挙名簿とする。

第十三条【理事候補者と監査役内定者の得票が重なった者の取り扱い】

仮に理事候補者の上位21名に選ばれており、その者が監査役内定者にもなっている場合、原則として理事候補者になることを第一義とする。この場合は、監査役内定者には次点者が繰り上がることとする。

但し、意向確認にて、その者が強く監査役を希望するときは、そちらを優先する。

第十四条【役員の前辞退について】

理事および監査役のいずれも、その就任を辞退できるのは一次選挙後の意向確認までとし、二次選挙に入って以降の辞退は、原則として認められないものとする。

第十五条【二次選挙の公示と投票用紙の送付】

委員会は、4月中に実施要領第十二条(2)で作成した二次選挙名簿を公示し、併せて投票用紙を送付する。

なお、公示の方法については実施要領第四条に準じ、総会にて理事となる者(以下、「理事内定者」)を決定する。また、投票用紙は4名連記の理事内定者用紙とする。

第十六条【二次選挙の締め切りと開票行為】

(1)二次選挙用投票用紙は、所定の会員全戸に郵送するものとし、4月中に送付した後、およそ2週間を目安に締め切り日とする。また、この締め切り日の扱いは実施要領第十条と同様とする。

(2)二次選挙の開票と結果の取りまとめの確定後、実施要領第十二条での監査役内定者と併せて会員に公示し、この手続きをもって次期役員が全て内定したと見做す。

(3)二次選挙結果より、会規約第八条(1)による、理事次点者を3名定める。理事次点者には実施要領第十一条に基づき、1位から3位までの次点順位が付される。また、一次選挙の結果から理事内定者を除いて、監査役次点者を1名定める。理事次点者が、監査役次点者と重複することは差し支えないものとする。

第十七条【二次選挙結果の公示および理事内定者への通知】

二次選挙結果は、公示に併せてホームページ等にも掲載し、理事内定者および理事次点者3名を明記

した上で、全ての理事候補者の得票数を一覧表示する。加えて、理事内定者、監査役内定者、理事次点者および監査役次点者には、「別添様式 1 ならびに 2」でその旨を通知するものとする。

第十八条【委員会の解散】

委員会は、実施要領第十七条に基づく理事内定者・監査役内定者決定の公示後に、委員会解散の旨を事務局長に届け出て、その受諾があった時点で解散とする。

なお、委員会の解散の届け出は委員長が行う。また、委員長と委員は、委員会の解散後も、選挙中に知り得た個人情報や開票行為に生じた内容について、口外・漏洩することは厳に禁ずるものとする。

第十九条【理事内定者と現任理事との引き継ぎ】

理事内定者の公示後、直近の理事会にて、新旧合同理事会を開催し、情報共有および事務引き継ぎを行うものとする。

なお、この新旧合同理事会開催の事務責任は現任会長にあるものとする。

第二十条【役員の決定と就任】

理事内定者および監査役内定者は、実施要領第四条にて予定されている該当年度の総会時に、会員からの承認を得て、理事および監査役となる。

第二十一条【補欠ならびに補充選挙の取り扱い】

(1) 役員が任期中に欠けた場合の補欠は、会規約第八条(1)を原則とし、実施要領第十六条(3)で定められた当該選挙の次点者が順位に従って繰り上がるものとする。

なお、これによりがたい場合は理事会で対応を定める。

(2) 役員を追加すべき必要が生じた場合の補充選挙は、この実施要領を援用して、その日程やスケジュールを調整することを基本とする。

但し、個々の事情がある場合は、実施要領の定めによらず、理事会にてその方法や日程は決定することとする。

第二十二条【選挙細則について】

本会の選挙細則は、この実施要領に包含されているため、この実施要領の適用後は廃止するものとする。

【補則】

上記の実施要領に関することとして、具体的タイムスケジュールの例を以下に示すので、参照されたい。

(第四条関係)

●選挙管理委員会の組織

⇒役員改選のある総会年の2月初旬

(第九条関係)

- 一次選挙の公示と投票用紙送付
⇒2月下旬

(第十条関係)

- 一次選挙投票の締め切り
⇒投票用紙送付から2週間後
- 一次選挙結果の公示
⇒3月中旬に公示

(第十二条関係)

- 理事候補者・監査役内定者の選定期間
⇒一次選挙結果公示から1ヶ月間

(第十五条関係)

- 二次選挙被選挙人名簿作成
⇒一次選挙結果公示の直後から
- 二次選挙の公示および投票用紙送付
⇒4月中

(第十六条関係)

- 二次選挙の締め切り
⇒投票用紙送付から2週間後
- 二次選挙結果の公示(役員内定者の決定)
⇒5月中旬(ゴールデンウィーク明け)

(第十八条関係)

- 選挙管理委員会の解散
⇒役員内定者の公示後

(第十九条関係)

- 新旧合同理事会
⇒6月時の理事会を原則

(第二十条関係)

- 役員(理事および監査役)の決定と就任
⇒8月の総会時

(附則)

この実施要領は、2012年7月29日に発効する。

この実施要領は、2015年8月2日に改定された。

この実施要領は、2018年2月4日に改定された。

(様式1)

〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

三重県臨床心理士会選挙管理委員長 〇〇 〇〇

三重県臨床心理士会（理事・監査役）の内定について（通知）

平素は当会の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の役員選挙の結果、あなたは〇〇年度～〇〇年度の当会（理事・監査役）に内定しましたのでお知らせします。今後当会の運営に一層のお力添え賜りますようお願い申し上げます。

なお、正式な役員決定及び就任は、総会での承認によりますので、ご承知ください。

(様式2)

〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

三重県臨床心理士会選挙管理委員長 〇〇 〇〇

三重県臨床心理士会（理事・監査役 次点者）の内定について（通知）

平素は当会の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の役員選挙の結果、あなたは当会規約第八条(1)および当会役員選挙実施要領第二十一条に定める、当会役員の補欠または補充のための次点者（第〇位）に内定しましたのでお知らせします。〇〇年度～〇〇年度の間、もし（理事・監査役）に欠員が生じた場合、順位に沿って役員就任を依頼することになりますので、ご承知ください。